

【土地売買契約書】

印紙

土地売買契約書

茨城県波崎市柳川三六九

売主 (甲) 小林 良子

神奈川県川崎市中原区今井一三七九

買主 (乙) 太田 久道

売主小林良子(以下甲という)と、買主太田久道(以下乙という)の間に、次の通り土地売買契約を締結する。第一条 甲は乙に対し、以下各条に定める契約条件で、表示の土地(以下本件土地という)を売り渡すことを約し、乙はこれを買受ける。

土地の表示 所在地 茨城県波崎市堤六一二番地

地番 七九番

地目 宅地

地積 七二平方メートル

実測 七二平方メートル

現況 更地

別添 現況図面

第二条 本件土地の売買価格は一平方メートルあたり金 万円、総額 万円とする。

第三条 乙は平成 年 月 日、手付金として金 万円を甲に支払い、甲はこれを受領した。この手付金は解約手付けとし、売買代金支払いのと

き内金に充当する。

第四条 甲は乙に対し、本件土地の所有権移転登記申請を平成 年 月 日までに完了することを約し、乙は甲に対し、所有権移転登記申請完了と引き換えに売買代金を支払うものとする。その際、本件土地は更地として引き渡される。

2 甲は乙に対し、本件土地の所有権移転登記申請の完了までに、本件土地の隣接地および道路との境界線および境界点を明示し、乙はこれを確認することとする。

第五条 本件土地の所有権移転登記に必要な登記申請費用、登録免許税、ならびに登記に関する諸費用はこの負担とする。

第六条 本件土地に関する公租公課は第四条第一項の売買代金支払いの日をもって区分し、その日までの分は甲の負担とし、翌日以降の分はこの負担とする。

第七条 本件土地の所有権移転登記申請の完了および本件土地の引き渡しまでに甲が本契約を解除するときは、甲は乙に対し手付金の倍額を返還しなければならない。また乙が本契約を解除するときは、乙は甲に対して手付金を放棄しなければならない。

第八条 その他、本契約に定めなき事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上の通り契約が成立したことを証するため本契約書を二通作成し、甲乙各一通を保持する。

平成 年 月 日

小林 澄子 印

太田 久道 印